

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 有形固定資産 | 取得原価 |
| ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 | |
| ア 昭和 59 年度以前に取得したもの | 再調達原価 |
| イ 昭和 60 年度以後に取得したもの | |
| 取得原価が判明しているもの | 取得原価 |
| 取得原価が不明なもの | 再調達原価 |

- | | |
|----------|------|
| ② 無形固定資産 | 取得原価 |
|----------|------|

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 有形固定資産 | 定額法 |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 | |
| ア 建物 | 10 年～50 年 |
| イ 工作物 | 10 年～60 年 |
| ウ 物品 | 3 年～17 年 |

- | | |
|----------|-----|
| ② 無形固定資産 | 定額法 |
|----------|-----|

(ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。)

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から高知縣市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、高知縣市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相

当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 会計方針の変更 | 該当事項ありません。 |
| (2) 表示方法の変更 | 該当事項ありません。 |
| (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 | 該当事項ありません。 |

3. 重要な後発事象

該当事項ありません。

4. 偶発債務

該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

介護保険事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会

計年度末の計数としています。

- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

- ・ 現に公用もしくは公共用に供されていない公共資産
- ・ 売却がすでに決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

売却可能資産はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

△10,523 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	1,307,532 千円	1,236,835 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,792,557 千円	1,727,115 千円
繰越金に伴う差額	△154,177 千円	—
一般会計等における相殺	△28,040 千円	△28,040 千円
資金収支計算書	2,9417,872 千円	2,935,909 千円

地方自治法第 233 条 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としている

ため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（介護保険事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の
内訳

資金収支計算書の業務活動収支	△3,098 千円
未収債権の増減額	△1,869 千円
未払債権の増減額	△470 千円
減価償却費	△111,127 千円
退職手当引当金の増減額	34,001 千円
賞与等引当金の増減額	△3,277 千円
徴収不能引当金の増減額	710 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△85,129 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	400,000 千円
一時借入金に係る利子額	該当事項ありません。